

井上毅と明治典憲体制

國學院大學研究開発推進機構
齊藤智朗

はじめに

●「明治典憲体制」について

- ・広義・・・明治 22 年の憲法発布・皇室典範制定をもって成立
- ・狭義・・・明治 40 年の公式令制定に基づき、皇室典範が憲法と並ぶ「国家の根本法」として位置付けられたことにより成立

⇒ 2 つの「明治典憲体制」の流れの中で、井上毅が果たした役割、あるいは関連性について

1、明治典憲体制成立までの過程

	年 月	事 項
①	明治 14 年 7 月	岩倉具視「大綱領」(井上毅起草) 「帝位継承法は祖宗以来の遺範あり、別に皇室の憲則に之れを載せ、帝国の憲法には記載を要せざる事」
②	明治 15 年 10 月	「大博士斯丁氏講義筆記」 「[国王の]承統法は別に之を定むへし、之を憲法中に挿むを要せず、憲法の文中皇帝の字を載することあるへしと雖とも、随て其承統法の事に言及するを要せず、」
③	明治 22 年 2 月	憲法発布・皇室典範制定 「皇室典範は皇室自ら其の家法を條定する者なり、故に公式に依り之を臣民に公布する者に非ず、[…中略…] 蓋皇室の家法は祖宗に承け子孫に伝ふ、既に君主の任意に制作する所に非ず、又臣民の敢て干渉する所に非ざるなり、」(『皇室典範義解』)
④	明治 32 年 8 月	宮中に帝室制度調査局設置 「今日の帝室は、旧時と異なり、国法的から之を觀れば、帝室と政府と、即宮中府中の畛域判然として分かれて居る。然るに實際に於ては此の区別は猶ほ未だ明晰でない憾がある。」(総裁・伊藤博文訓諭)
⑤	明治 36 年 7 月	伊東巳代治、帝室制度調査局副総裁に就任。
⑥	明治 36 年 8 月	伊東巳代治「調査着手の方針 二」 「今皇室典範を以て帝国憲法と共に国家の根本法として対等の効力を有するものとし、特に明文を設くる場合の外は皇族に国家の法令を適用せ

		さるの主義を取る事」
⑦	明治36年9月	伊東巳代治「調査着手の方針 四」 「今日の急務は皇室の内事を以て全然国家に関係する無しとしたる主義を一転し、我国公権の沿革に依り自然に定まれる関係に立戻りて、皇室の例規も亦国家に向て有効なる所以を明にするに在れと、故さらに此の関係を表明せんとするときは徒に物議を醸す虞あるを以て、公文式改正の挙に託して不言の際に此事理を明徹せしむるを無上の得策とするに似たり、」
⑧	明治40年1月	公式令制定 第4条 皇室典範の改正は上諭を附して之を公布す 2 前項の上諭には皇室会議及枢密顧問の諮詢を経たる旨を記載し、親署の後御璽を鈐し、宮内大臣年月日を記入し國務各大臣と俱に之に副署す 第5条 皇室典範に基づき諸規則、宮内官制其の他皇室事務に関し勅定を経たる規程にして発表を要するものは皇室令とし、上諭を附して之を公布す 2 前項の上諭には親署の後御璽を鈐し、宮内大臣年月日を記入し之に副署す、國務大臣の職務に関連する皇室令の上諭には内閣総理大臣又は内閣総理大臣及主任の國務大臣と俱に之に副署す 3 皇族会議及枢密顧問又は其の一方の諮詢を経たる皇室令の上諭には其の旨を記載す

2、「シラス」論 —井上毅と有賀長雄—

(1) 有賀長雄「国家と宮中との関係」(『国家学会雑誌』167 明治34年)

抑も此問題に於ける根本の困難は、立憲政体の採用と共に国家と宮中とを分離し、総て宮中の事は君主の一身に属するものなれば、以て国家の公事と区別すべし、宮中の官吏は君主の一身に奉仕するものなれば、以て国家の官吏と区別すべしとの理論を採用したりと雖も、本邦と泰西の立憲諸国と君主の権力遷転に於ける歴史を異にするが故に、泰西に於ける宮中府中の関係は直に以て日本の朝廷に採用すべからず。[…略…]

更に精密に之を言へば、歐洲の各立憲君主国は封建諸侯の家督国家 Patrimonial State より一転して立憲国家の組織に移りたるものなり。[…略…]

然るに日本に於ては所謂家督国家の觀念は啓国以來に於ける天皇権力の法理と相容れず、「しらす」と「うしはく」の区別は上古に於て已に存し、骨の制の行はれたる時代に於て天皇は皇族所有の土地人民のみを家督とし給ひしも、一般の大八洲国は天祖の遺命に依り之を「しらせ」給ひ、大化改新に至りて此觀念は益々明確を加へ皇族私領の土地人民に至るまで悉く廢して国家の土地人民と爲し、天皇は国家の公務として之を「しらせ」給へり。[…略…]

右の次第なるを以て国家と宮中との関係に於ける現在の制度は尚ほ「宮中を以て天皇の公事に關係する組織の一部なり」とする大宝養老の觀念を其俟に留存し、[…中略…] 有司の脳髓は既にして泰西の理論に感化せられ、府中宮中分別主義に基きて百事を処せんとするは此事件に於ける困難の根本なり。

(2) 「憲法初案説明草稿」(井上毅起草)

第一条 日本帝国ハ万世一系ノ天皇ノ治（シラ）ス所ナリ

※「汝〔大国主神〕が領（うしは）ける葦原の中つ国は、我が御子の知らず国ぞと言依さしたまひき」（『古事記』）

- ・しらす…「知す」・「治す」：皇祖神・天皇が主語の際に使用。
- ・うしはく…「領く」：皇祖神・天皇以外が主語の際に使用。

（3）井上毅「言霊」

うしはぐといふ詞は、本居（宣長）氏の解釈に従へば、即ち領すといふことにして欧羅巴人の「オキュパイド」と称へ、支那人の富有奄有と称へたる意義と全く同じ、これは一の土豪の所作にして土地人民を我か私産として取入れたる大国主神のしわざを画いたるなるへし、正統の皇孫として御国に照し臨み玉ふ大御業はうしはぐにはあらずしてしらすと称へ給ひたり、[…中略…] 欧羅巴人が二百年前に辛うして発明したる公法の差別は、御国には太古より明らかに定りて、皇道の本となり居れり、是は何故そといへば、即ち御国をしらすといふ大御業は国土を占領することゝおのつから公私の差別ありしに由なり、

（4）千家尊統「しらす」と「うしはく」（『大梁灰儿一家言』出雲大社社務所 昭和53年）

- 「一、此二語は大いに意味異なる、と云ふ説」 …井上毅、井上哲次郎、清原貞雄など
- 「二、同意義と云ふ説」 …安藤正次、白鳥庫吉、上田万年、田中義能など
- 「三、比較さるべき性質の語に非ず、と云ふ説」 …河野省三、三矢重松、加藤玄智など

（5）『憲法義解』

第一条 大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す

所謂『しらす』とは即ち統治の義に外ならず。蓋し祖宗其の天職を重んじ、君主の徳は八洲臣民を統治するに在て一人一家に享奉するの私事に非ざることを示されたり。此れ乃ち憲法の拠て以て其の基礎と為す所なり。

⇒「シラス」論を通じた明治40年の明治典憲体制成立に対する井上毅の役割

3、井上毅における憲法と皇室典範

（1）井上毅の宮府一体論

政体の歐洲諸国と彼此其趣を同くせざる者、其大綱を宮府の一体とす、歐洲諸国に在て宰相の會議は国王之に臨御せず、特に之に臨御せざるのみならず、之に臨御するは以て憲法の精御に乖く者とす、我国上古以来、天皇朝に臨み政を聴くを以て相沿るの大儀とし、維新以来太政官の職制を定めて天皇親臨の所となし、十一年以来更に太政官を赤坂の離宮に移し、以て宮府一体の義を実行することを務めたり、（「憲法制定意見案」〔明治14年〕）

我国の政体は、宮中府中、共に一体と為し、太政官は即ち天皇親臨の所にして、皇室と政府と曾て両岐あるに非ざるなり、而して将来国憲制定の日、政府を以て皇室に属し、政府を以て議院政党に属せざるべきは、蓋不易の理なり、（「刑法改正意見案」〔明治16年〕）

（2）「皇室典範説明」（「梧陰文庫」A-43）

恭て按するに皇室の典範あるは立憲の国に於ける第一の要義にして典範は又憲法の上に位する者なり、何となれば皇室は憲法の上に立ち皇室ありて而して憲法あればなり、[…略…] 皇室典範は以て皇室の家法を條定する者にして、臣民の権義と相干渉することあるに非ず、故に皇室典範は公式に依り之を臣民に公布する者に非ず、[…中略…] 蓋皇室の家法は祖宗に承け子孫に伝ふ、既に君主の任意に制作する所に非ず、況して臣民の敢て干渉する所なりと謂はん乎、彼の歐洲各国に於て之を憲法に掲げて将来に臣民容議の端を開くか若きは、蓋我が国体の依るべき所に非ざるなり、

⇒井上毅による、憲法の上位法ないし「立憲の国に於ける第一の要義」としての皇室典範の「国家の根本法」的位置付け

おわりに

●「皇室典範・皇族令草案談話要録」（明治 21 年）

[発表手続]

柳原 君主は王室の家長として其家法を定むるには、敢て宰臣の輔翼を要せずとの「ロエスレル」氏の設あるやに聞けり、果たして如何や、

大臣 一も副署なきも亦不可なきか如し、

井上 王室法と雖とも他の法律と同しく官報に掲載して初めて有効なるものなれば、内閣総理大臣副署する方可ならん、「ロエスレル」氏の意も別に異ならざるへし、

⇒皇室典範の公布・副署を要するとする井上毅の考え方
＝明治 40 年の明治典憲体制成立との共通性

《主要参考文献》

梧陰文庫研究会編『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定前史』大成出版社 昭和 57 年

小林宏・島善高編著『日本立法資料全集 16 明治皇室典範』（上）・（下）信山社出版 平成 8、9 年

稲田正次『明治憲法成立史』上・下巻 有斐閣 昭和 35、37 年

明治神宮編『大日本帝国憲法制定史』サンケイ新聞社 昭和 55 年

坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』（吉川弘文館 平成 3 年）

川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』（原書房 平成 11 年）

島善高「井上毅のシラス論註解—帝国憲法第一条成立の沿革—」（梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社 平成 4 年）

大庭邦彦「井上毅における天皇輔弼体制構想—一元的輔弼体制論の展開とその挫折—」（『史観』122 平成 2 年）